

海外在留邦人等の一時帰国時の新型コロナワクチン接種事業
(5歳～11歳までの小児へのワクチン接種開始)

令和4年4月7日(総22第42号)
在デンパサール日本国総領事館

●4月18日より、5歳～11歳の方への接種が開始されます(予約受付中です)。

1 海外在留邦人等を対象とした一時帰国時の新型コロナワクチン接種事業については、3月9日付け当館お知らせ(<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100314018.pdf>)及び3月31日付け当館お知らせ(<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100324797.pdf>)のとおり、現在、羽田・成田両空港において、満12歳以上の方を対象に1・2回目接種及び3回目接種が行われていますが、4月18日から、5歳～11歳の方への1・2回目接種を開始します(予約受付中です)。

2 5歳～11歳の方への接種は、各会場において、毎週1回(羽田空港国際線(第3ターミナル)接種会場では毎週木曜日、成田空港第1ターミナル接種会場では毎週月曜日、成田空港第2ターミナル接種会場では毎週金曜日)の実施となります。

使用するワクチンは、ファイザー製の小児用ワクチンです。詳細は、以下の外務省海外安全HPに掲載しています。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

3 なお、5歳～11歳の方が接種を受ける場合には、保護者の同伴が必要となります。また、3回目接種は、本邦においては現時点で12歳以上が対象とされており、12歳未満の方は受けることができませんので御留意ください。

4 本事業での接種を希望される方は、接種間隔を考慮して渡航計画を立てた上で予約してください。インドネシアからの入国後であれば、現時点では、自主待機期間中に接種することも可能です(ただし、入国後24時間後の接種会場移動には公共交通機関を使用しないこと)。